

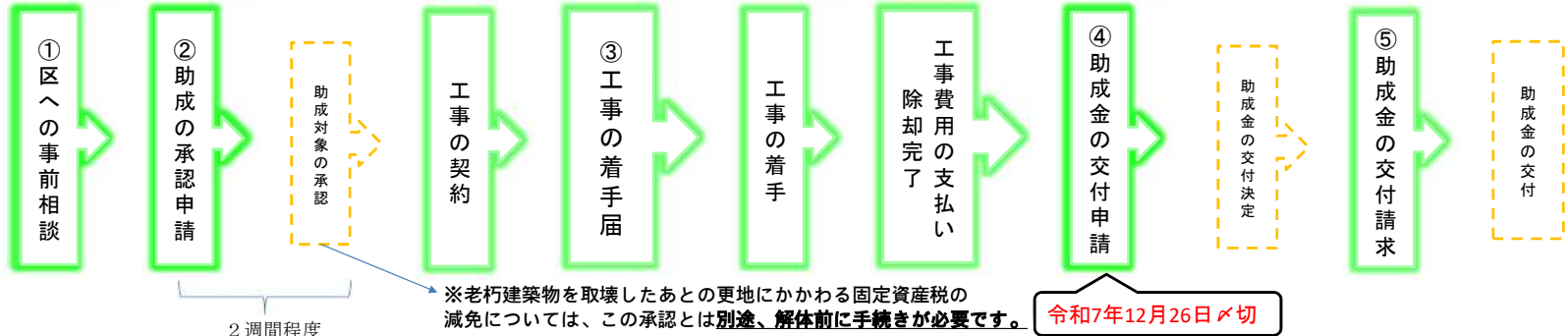
不燃化特区内の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の取壊し費用を助成します

助成手続きの流れ

除却助成

葛飾区

申請者



2週間程度

※老朽建築物を取壊したあとの更地にかかわる固定資産税の減免については、この承認とは別途、解体前に手続きが必要です。

令和7年12月26日 〆切

① 区への事前相談

助成対象の建築物

- 葛飾区の不燃化特区内である
- 除却工事の契約前である
- 主要構造部が木造または軽量鉄骨造である  
※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部

次のア、イのいずれかに該当する建物であること

- ア 建築日が昭和56年5月31日以前である。
- イ 区が行った調査により危険であると認められる建築物  
※イの建築物への該当については、事前相談により状況を確認させていただきます。

助成を受けられる方

- 助成対象工事の経費を支払う方であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方
- ア 老朽建築物の所有者又は所有者から委任を受けた2親等以内の親族であること
- イ 老朽建築物の所有者、相続人全ての承諾を得た、老朽建築物の存する土地の所有者
- ウ 老朽建築物の除却について、裁判の判決又は和解等により権利を得た方

助成内容

最大200万円まで

助成額（ア、イのうち低いほうの額）  
ア：建築物延べ床面積×32,000円/㎡  
イ：実際の取壊し工事費

注）公有地に面するブロック塀等を有する場合、別途助成金がござります。その他除却に係る助成金を併用されるご予定の場合は、事前にお申し出ください。また、併用する助成金の対象経費については本申請から除いた経費で申請してください。

【計算例①】  
助成対象建物の延べ床面積が75㎡、実際の取壊し工事費が1,900,000円の場合

ア：75㎡×32,000＝2,400,000円  
イ：1,900,000円

この金額のほうが低いので、1,900万円が助成対象額となります。

【計算例②】  
除却する建物の延べ床面積が75㎡、実際の解体工事費が2,600,000円の場合

ア：75㎡×32,000＝2,400,000円  
イ：2,600,000円

→低いほうアの額が200万円以上のため、200万円が助成対象額となります。

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認申請書	印鑑登録されているもので押印
②	事業計画書	
③	案内図	
④	公図の写し	インターネット版は不可
⑤	ア. 既存建築物の建築確認済証 イ. 既存建築物の登記事項証明書 ウ. 固定資産税通知書及び課税明細書 エ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版は不可
⑥	既存建築物の配置図、平面図、面積表（除却範囲を記載）	
⑦	敷地及び対象建築物の写真	
⑧	経費見積書	他の助成金を併用する場合、本申請分との区別がわかるもの コピー不可
⑨	印鑑登録証明書	委任状及び同意書がある場合は委任者、同意者のものを含む
⑩	委任状及び関係が分かる書類（戸籍全部事項証明書等）	※下記に該当する場合必要。 <input type="checkbox"/> 既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 <input type="checkbox"/> 既存建築物が共有名義の場合 印鑑登録されているもので押印
⑪	同意書及び同意者の権利関係がわかる書類（建物登記簿等）	※建物所有者の代わりに土地所有者が建物を除却する場合 印鑑登録されているもので押印

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事着手届	
②	経費見積書（変更がある場合のみ）	他の助成金を併用する場合、本申請分との区別がわかるもの
③	請負契約書の写し	
④	建設業許可登録証の写し又は解体工事業登録証の写し	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付申請書	承認申請書に押印した印鑑
②	工事中及び工事完了写真	
③	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）	契約変更があった場合、積算書も含む
④	領収書の写し	収入印紙付
⑤	消費税仕入税額控除確認書	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金請求書	承認申請書に押印した印鑑